

その 1

『郡上ふるさとコイン』導入促進奨励金 支給申請募集のお知らせ



- 『郡上ふるさとコイン』の普及を目的に、『郡上ふるさとコイン』を初めて導入する郡上市商工会員の皆様へ奨励金を支給します。

【支給対象者】

奨励金申請時において郡上市商工会員であり、かつ初めて『郡上ふるさとコイン』キャッシュレス決済登録事業者申請・導入を行った事業者。 ※虚偽・不正の申請があった場合は、支給対象外となります。

【支給額】

令和6年4月1日～令和6年10月31日の期間に
初めて『郡上ふるさとコイン』キャッシュレス決済システムを
導入した事業者 5,000円

※本申請は予算に達し次第終了となります。ご了承ください。

※『郡上ふるさとコイン』の決済システムが未登録で、対象期間中に導入し決済も行った事業者は合計10,000円の支給となります。その際は、『導入促進奨励金』の申請と裏面の『利用促進奨励金』それぞれ申請が必要となります。(※各奨励金につき1回に限る)

【支給予定時期】

令和6年12月頃、順次支払い開始予定。

【対象期間】 令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

【申請期限】 令和6年8月1日から令和6年11月11日(月) 23:59まで
(※予算に達し次第終了。)

【申請時必要書類】

- 1) 奨励金の振込先となる通帳見開き1ページの写し
- 2) その他、会長が必要と認めるもの

【申請方法】 オンライン申請のみ。

初めて『郡上ふるさとコイン』の導入した事業者はこちらより申請
※右のQRコードからアクセス可。



(<https://forms.gle/tUnwjRxqdZfUR4u29>)



『郡上ふるさとコイン』利用促進奨励金 支給申請募集のお知らせ



- 『郡上ふるさとコイン』の利用者増を目的に、『郡上ふるさとコイン』決済システムを使用する郡上市商工会員の皆様へ奨励金を支給します。

【支給対象者】

奨励金申請時において郡上市商工会員であり、かつ対象期間中に『郡上ふるさとコイン』にて決済を行った事業者。

※虚偽・不正の申請があった場合は、支給対象外となります。

【支給額】

令和6年4月1日～令和6年10月31日の期間に
『郡上ふるさとコイン』にて
決済を行った事業者 5,000円

※本申請は予算に達し次第終了となります。ご了承ください。

※『郡上ふるさとコイン』の決済システムが未登録で、対象期間中に導入し決済も行った事業者は合計10,000円の支給となります。その際は、『導入促進奨励金』の申請と裏面の『利用促進奨励金』それぞれ申請が必要となります。(※各奨励金につき1回に限る)

【支給予定時期】

令和6年12月頃、順次支払い開始予定。

【対象期間】 令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

【申請期限】 令和6年8月1日から令和6年11月11日(月) 23:59まで
(※予算に達し次第終了。)

【申請時必要書類】

- 1) 奨励金の振込先となる通帳見開き1ページの写し
- 2) その他、会長が必要と認めるもの

【申請方法】 オンライン申請のみ。

『郡上ふるさとコイン』にて
対象期間に決済を行った事業者
の方はこちらから申請

※右のQRコードからアクセス可。



(<https://forms.gle/MWe1U6T6FKBgMQ6C6>)